⑵　退職給付に係る引当金及び見積額

①　退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

②　厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金および年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4．たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成受託研究

個別法による低価法によっております。

5．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成26年３月末利回りを参考に0.641％で計算しております。

6．リース取引の処理方法

⑴　リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑵　リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表関係

1．基礎研究事業資産とは、医薬品技術等の基礎的研究に関する共同研究先である国立試験研究機関等が使用している研究用機器等の資産であります。

2．翌期以降の運営費交付金により充当されるべき退職給付見積額は、206,530,919円です。

3．翌期の運営費交付金により充当されるべき賞与見積額は、46,533,933円です。

Ⅲ．損益計算書関係

1．基盤的技術研究費は、ゲノム科学、たんぱく質科学など急速に進展する基礎研究の成果に基づき、多くの企業・大学等が新たな医薬品等を開発する際に活用できる共通的・普遍的な技術の研究事業のために要した費用であります。

2．難病・疾患資源研究費は、医薬品・医療機器の開発に欠かせない遺伝子、細胞、実験動物など研究現場で必要とされている生物資源を開発するとともに、様々な生物資源を収集・保全し、研究現場に安定的に供給するために要した費用であります。

3．研究開発振興費は、医薬品・医療機器の開発につながる可能性の高い基礎的な研究を国立試験研究機関や大学等に研究委託を行い、その成果を広く普及させるための費用であります。

また、投資の回収が困難な希少疾病の医薬品等の開発研究を企業等に助成金として交付し、指導、助言等を行うための費用であります。

4．創薬支援事業費は、アカデミア等の優れた基礎研究の成果を確実に医薬品の実用化につなげることができるように、基礎研究から医薬品の実用化まで切れ目なく支援するための費用であります。

5．納付金収入は、希少疾病用医薬品等の研究助成を受けた企業から、製品売上高に応じて納付される収入であります。

6．ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、14,991,098円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、226,688,107円です。

Ⅳ．キャッシュ・フロー計算書関係

1．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金　4,800,846,664円

2．重要な非資金取引

寄附の受入による資産の取得　629,536,259円

Ⅴ．行政サービス実施コスト計算書関係

国からの出向職員に係る引当外退職給付増加見積額は5,203,455円です。

Ⅵ．金融商品関係

1．金融商品の状況に関する事項

資金運用にあたっては、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、国債・地方債・政府保証債に限定して保有しております。また、未収債権等の管理については、会計規程に基づき財政上最も当研究所の利益に適合するよう管理しています。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	4,800,846,664	4,800,846,664	0
⑵　未収金	98,525,064	98,525,064	0
⑶　未払金	(2,867,610,813)	(2,867,610,813)	0

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴　現金及び預金　⑵　未収金　⑶　未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

Ⅶ．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

1．独立行政法人医薬基盤研究所と独立行政法人国立健康・栄養研究所の統合について

平成26年５月21日、「独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成26年法律第38号）」が公布されました。これに伴い、当法人は、独立行政法人国立健康・栄養研究所の業務を承継するとともに、独立行政法人医薬基盤研究所の名称を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」とすることとされています。

2．日本医療研究開発機構の発足について

平成26年５月30日、「独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）」が公布されました。これに伴い、当法人は、医療分野の研究開発に係るファンディング機能及び創薬支援業務を平成27年４月１日に、同日設立される独立行政法人日本医療研究開発機構へ承継することとされています。